

任意後見監督人選任の審判の申立てについて

1 概要

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、将来本人の判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ方（任意後見受任者）に、自己の生活、療養看護及び財産に関する事務について、代わりにしてもらいたいこと（代理権を付与する事項）を公正証書による契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

2 申立てをすることができる方

- ・ 本人
- ・ 本人の配偶者
- ・ 本人の四親等内の親族（本人の親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、おば、いとこ、配偶者の親、子、兄弟姉妹などが本人の四親等内の親族に当たります。）
- ・ 任意後見受任者

3 申立先

本人の住所地（実際に生活している場所）を管轄する家庭裁判所

4 申立てに必要な費用

※ 申立人に手続費用を用意していただくことになりますが、申立人が希望した場合には、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料及び鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

- (1) 申立手数料
収入印紙 800 円分
- (2) 連絡用の郵便切手
2,800 円分（500 円×2 枚、100 円×8 枚、84 円×10 枚、10 円×16 枚）
- (3) 後見登記手数料：収入印紙 1,400 円分
- (4) 鑑定費用
5 万円～15 万円

本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあり、申立人にこの鑑定に要する費用を負担していただくことがあります。

5 申立てに必要な書類

別紙申立書類等チェックリストのとおり

6 申立て後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官¹や参与員²などが、直接、申立人、本人及び任意後見受任者に会って、申立ての実情や本人の意見などを聴いたりすることがあります。また、本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で、本人の財産の内容や生活する上で必要となる支援の内容に応じて、ふさわしい方を任意後見監督人を選びます。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができませんので、申立てにあたっては以下の事項をよく御確認ください。

- (1) 任意後見人は選任された任意後見監督人に対して定期的に財産や収支状況等についての報告が必要になります。
- (2) 弁護士や司法書士などの専門職が任意後見監督人に選任された場合には、本人の財産から報酬を支払う必要があります。

7 任意後見制度等についてのお問合せ先

- 任意後見契約について
日本公証人連合会（TEL 03-3502-8050）
<https://www.koshonin.gr.jp/> または全国の公証役場
- 任意後見監督人選任の申立てや手続のご案内
裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）
<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>
※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。
- 成年後見制度についてのご相談
各市区町村の地域包括支援センター（障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。）
※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問合せについては、各市区町村の窓口にお尋ねください。
※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口にお尋ねください。
- 法的トラブルで困ったときのお問合せ
日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）
<https://www.houterasu.or.jp/>
※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分9.35円（税別）で通話することが

¹ 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

² 参与員は、家庭裁判所により国民の中から選ばれ、家事審判事件の手続の際に、提出された書類を閲読したり、その内容について申立人の説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる裁判所の非常勤職員です。

できます。

※ I P 電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

(別紙)

申立書類等チェックリスト

1 申立書類

- ☐ 任意後見監督人選任申立書
- ☐ 申立事情説明書（任意後見）
- ☐ 任意後見受任者事情説明書
- ☐ 親族関係図（作成に当たっては、「推定相続人について」をご参照ください。）
- ☐ 財産目録
- ☐ 相続財産目録（本人を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。）
- ☐ 収支予定表

※ 上記各書類の作成に当たり、A4サイズの別紙（例：任意後見監督人選任申立書の「申立ての動機」欄記載の★部分等）をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に3センチメートル程度の余白を設けてください。

2 添付書類

※ 同じ書類は本人1人につき1通で足ります。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ **個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。**

- ☐ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
- ☐ 本人の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
- ☐ 本人の診断書（発行から3か月以内のもの）

書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でも御覧いただけます。

※本人が療育手帳（判定A1、A2）の交付を受けている場合、手帳のコピーの提出があれば、診断書及び鑑定連絡票の提出は不要です。

- ☐ 鑑定連絡票
- ☐ 本人情報シート写し

書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でも御覧いただけます。

- ☐ 本人の健康状態に関する資料
（介護保険被保険者証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳などの写し）
- ☐ 任意後見契約公正証書写し
- ☐ 本人の登記事項証明書（任意後見契約）（発行から3か月以内のもの）
東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局で発行するもの。取得方法、証明申請書の書式等については最寄りの法務局・地方法務局にお尋ねいただくか、法務省のホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）を御覧ください。
- ☐ 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書（発行から3か月以内のもの）
東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局で発行するもの。取得方法、証明申請書の書式等については最寄りの法務局・地方法務局にお尋ねいただくか、法

務省のホームページ (<https://www.moj.go.jp/>) を御覧ください。

なお、証明事項が「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。」ことの証明書を請求してください。

- ☐ 本人の財産に関する資料
 - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
 - ・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- ☐ 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
 - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
- ☐ 本人の収支に関する資料
 - ・収入に関する資料の写し：年金額決定通知書、給与明細書、確定申告書、家賃、地代等の領収書など
 - ・支出に関する資料の写し：施設利用料、入院費、納税証明書、国民健康保険料等の決定通知書など
- ☐ 任意後見受任者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（任意後見受任者事情説明書5項に関する資料）
 - ・金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
 - ・担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
 - ・保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
 - ・立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書、出納帳など